

専門運営規則

[文書類制定)改訂・廃止連絡書]

登録名称	専門部運営規則			
履 歴				
制定及び改訂等	年月日	立案者	制定・改訂・廃止の内容	制定・改訂・廃止の理由
制 定	2023年10月1日	須藤憲一	新規制定	
再採番				
A				
B				
C				
D				
E				
F				
配布先				
クラブ関係者				
承認	審査	立案		
代表理事	幹事	理事		

専門運営規則

一般社団法人信州 Sports.College 専門部運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人信州 Sports.College（以下、「本クラブ」という）の目的達成のため、種目ごとに活動を行う専門部の設立・運営の原則について定めたものである。

(専門部)

第2条 本クラブにおいて、以下の要件を満たした場合、専門部としての活動を認める。

- (1) この運営規則に定めた要件を満たした地域指導者がいること
- (2) その専門部での活動に参加を希望する会員がいること
- (3) 総会（年度途中においては運営委員会）の承認を得ること
- (4) 本クラブの正会員として参加すること。

(指導者の要件)

第3条 本クラブ指導者とは、地域指導者と、学校指導者（兼職兼業の許可を得た者）である。本クラブ指導者として活動するためには、次に掲げる要件を満たしていることとする。

- (1) スポーツ・文化を通して、青少年の健全育成に寄与する志があること
- (2) 活動をするにあたり、会員の健全な育成（教育者としての責任）、参加会員の健康・安全（安全責任）、活動場所の施設・備品の管理（管理責任）を追うことを自覚し、行動すること
- (3) 中学校に部活動がある活動においては、地域指導者と部活動顧問（中学校指導者）の連携を図り、一貫した指導となるよう努めること
- (4) 活動の専門性及び、小中学生の指導者としての専門性を高めるよう研修に励むこと
- (5) 必要に応じて専門部以外の本クラブの活動にも協力すること

第2章 指導資格

(指導者の種類)

第4条 本クラブが認定する指導者は、以下の通りである。

- (1) クラブマネージャー
- (2) アシスタントマネージャー
- (3) プレイングマネージャー
- (4) コーチ
- (5) 臨時コーチ
- (6) コーチ補助
- (7) サポートスタッフ

(指導者の役割)

第5条 各種別事業における共通の指導者の名称と役割は「表1.指導者の役割」とする。

(指導者の認定)

第6条 本クラブは、運営委員会にて適格と認められた者に対し、前条第4条の指導者を認定する。

(講習会の実施)

第7条 本クラブ主催の指導者講習会に関する事項は、運営委員会において別に定める。

(講習会等への参加義務)

第8条 本クラブに登録した指導者は、本クラブ主催する講習会に参加を努めなければならない。

(指導者の登録)

第9条 本クラブの認定を受けた指導者は、本クラブの指導者登録をしなければならない。

- 2 登録用紙は、「付表.1」に必要事項を記入し速やかに事務局へ提出する。

(指導者に関わる規定)

第10条 本クラブ指導者に対しては、予算の範囲内において謝金を支払う。

専門運営規則

- 2 本クラブ指導者は、クラブが勧める研修会に参加する。
- 3 本クラブ指導者は、スポーツ安全保険に加入する。
- 4 本クラブ指導者は、練習会場・用具の管理を行う。

(指導者の順守義務)

第11条 指導者は、「本クラブ指導者規定」規程を遵守し、これに違反する行為をした場合、規程で定めるところにより処分を受けるものとする。

第3章 その他

(会員)

第12条 スポーツや文化を愛し、専門性を高めたいすべての小中学生に寄与する活動にしたい趣旨から、本クラブ専門部の活動に参加したい会員は、松本市内学校生徒に限定せず、趣旨に賛同し、入会申込書を提出したすべての児童・生徒とする。

- 2 小中学生の多様な興味関心、体力等の個人差等を考慮し、本クラブ専門部の活動への参加は任意とする。会員は、指導者から参加を強要されたり、欠席により不利益を被ったりすることはないものとする。

(会計)

第13条 専門部の活動を進める上での経費については、専門部ごと集金し、運営をする。

(改正)

第14条 この規則は、運営委員会において出席者の過半数の同意を得て改正することができる。

(附則)

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

「表 1.指導者の役割」

指導者名（役員職）	役割	有資格者
クラブマネージャー（常勤役員）	組織運営、経営方法、地域のマネジメント、マーケティング、施設管理、イベント管理、経理人事の責任者、会員と指導者管理等	公認クラブマネージャー 公認コーチ 2～4
アシスタントマネージャー （常勤、非常勤役員・有償ボランティア）	クラブマネージャーを補佐し、運営のための諸活動をサポートする。経理、会員管理補佐も含む。	公認アシスタントマネージャー 公認コーチ 2～4
プレイングマネージャー （常勤、非常勤役員・有償ボランティア）	プレイヤー、指導者としての業務と管理職としてのマネジメント業務の双方を担う。 精算報告も実施し組織の企画運営を担う。 指導者講習会に参加義務を持ち講習会を実施する。	公認コーチ 2～4
コーチ・臨時コーチ（新規指導者） （有償または無償ボランティア）	人の潜在能力を解き放ち、最大限のパフォーマンスを引き出す。指導者講習会に積極的に参加する。	公認コーチ 1～2
コーチ補助（無償ボランティア）	コーチのサポート 基礎的な技術習得に貢献。指導者講習会の参加は努力義務とする。	無資格者
サポートスタッフ （無償ボランティア）	教室その他事業サポート トス等の協力。主に初級クラス。指導者講習会の参加は努力義務とする。	無資格者

本クラブ指導者規定

1. スポーツ・文化を通して、青少年の健全育成に寄与する志をもって指導にあたること。
2. 活動をするにあたり、会員の健全な育成（教育者としての責任）、参加会員の健康・安全（安全責任）、活動場所の施設・備品の管理（管理責任）を追うことを自覚し、行動すること。
 - (1) 児童・生徒の人間性や人格の尊厳を尊重し、体罰、暴言等の人権を損なう行為が決しておこらないよう指導に当たる。
 - (2) 単に技術的な向上を目指すだけでなく、人としてのマナーや礼儀、仲間との協調性、ねばり強く目的に向かって努力する姿勢など、スポーツや文化活動を通して良き社会人として生きる力を育む場となることを目指して活動を進める。
 - (3) 活動は、参加者の安全を第一に考え、活動内容に十分留意して行い、安全や健康維持の確保が不十分な練習や過負担な練習によるけが等、健康を害することがないように十分に配慮して活動を進める。
 - (4) 活動する施設の開錠、清掃等の整美、施錠は、指導者の責任で行う。活動に使用する備品の管理も指導者が行う。
3. 中学校に部活動がある活動においては、部活顧問と連携を図り、強化の方向性や練習計画など情報交換を密に行い、一貫した指導となるよう努めること。
4. 活動の専門性及び、小中学生の指導者としての専門性を高めるよう研修に励むこと。
5. 必要に応じて専門部以外の本クラブの活動にも協力をすること。
6. 上記の指導者規定に反し、本クラブ趣旨から逸脱した指導を行う指導者については、運営委員会の承認を得て、指導者登録から削除することもある。

指導者登録願

一般社団法人信州Sports.College 様

私は、上記の指導者規約に同意し、一般社団法人信州Sports.College の指導者になることを申請します。

ふりがな 氏名	印
生年月日（西暦）	年 月 日
住所	〒
日バ登録番号 審判員登録番号	
連絡先	— —

- 個人情報はクラブ運営のみに使用し、情報の管理を徹底します。
- 登録者には「役員報酬規程」または、「謝礼金規程」に準じお支払いします。